

見積募集共通事項

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所九州支所の見積募集における共通事項については下記のとおりとする。

1. 見積提出業者に必要な資格

- (1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構及び農林水産省の指名停止を受けている期間中でないこと。

2. 見積書の提出場所

(1) 提出書類

1) 見積書 1部

見積書の書式は任意とするが、原則として以下の点が記載されているもの。

- ・宛名（「森林総合研究所九州支所」とする）
- ・社名・代表者名 ※社印、代表者印の押印については任意とする。
- ・消費税を含めること ※内税、外税どちらでも可
- ・発行日

2) 仕様書で示されたもの 1部

(2) 調達に関する照会先および提出先

〒860-0862 熊本県熊本市中央区黒髪4-11-16

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所九州支所 総務課用度係

電話番号：096-343-3971

ファックス：096-344-5054

メールアドレス：kyusyu_youdo@ffpri.go.jp

※ 原本提出を原則としますが、提出期限に間に合わない場合は、ファックス等による提出も受け付けます。その場合、後日原本を提出いただきます。

(3) 提出期限

物件・業務毎に別途定める。

3. 見積提出者に求められる義務

見積提出者は、提出した書類についての説明や、新たな書類の提出等を求められた場合は、速やかに応じなければならない。また、この義務を履行しない者は当該競争に参加させることはできない。

4. 見積の無効

見積内容に重大な誤りがある場合や、記載が不明確である場合等、見積書として適正で無いと判断したときは、これを無効とする。

5. 契約締結（発注）先の決定方法

発注先の決定は見積書提出期限後1週間以内（原則）に非公開で行う。当所の指定する仕様及び数量を満たし、かつ最低価格をもって有効な見積書を提出した者を発注先とする。なお、同価の見積書を提出した者が2者以上であるときは、速やかにくじ引きを行い、発注先を決定する。

6. 公的研究費の不正防止にかかる誓約書の提出について

見積提出者は、事前に「森林総合研究所との契約等にあたっての注意事項」（別紙1）を熟読し、

契約が締結となった場合は「誓約書」(別紙2)を提出すること。ただし、過去に提出したことのある競争参加者については不要とする。

7. 見積書及び契約手続きに用いる言語および通貨

日本語および日本国通貨

8. 契約保証金

免除

9. 契約書および請書作成の要否

別途定める。

10. その他必要な事項

(1) 請求・支払い

1) 請求書の書式にあっては、以下の点を満たしていること。ただし、当所が認めた場合はこの限りではない。

- ・社名・代表者名を記載すること ※社印、代表者印の押印については任意とする。
- ・適格請求書発行事業者は、適格請求書の要件を満たすこと
- ・適格請求書発行事業者以外の事業者は、請求額に消費税を含めたうえで、その旨記載すること
- ・発行日

2) 月締め(期間締め)の場合は、原則として締め月の翌月10日までに提出すること。

3) 原則として、銀行振込による後払い(請求書受理後40日以内)とする。

4) その他、仕様書に定めたとおりとする。

(2) その他

1) 見積提出者は、本書および項目毎の仕様書を熟覧のうえ、見積書を提出しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、上記2.(2)の照会先に説明を求めることができる。ただし、見積書提出後、仕様書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることは出来ないものとする。

2) 見積提出者は、指摘独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

3) 見積提出者が相連合し、または不穩の挙動をする等の場合で、公正な競争ができない状態にあると認めたときは、当該競争を延期し、またはこれを取りやめることができる。

4) 発注先には発注先決定以降に随時連絡を行うが、発注先以外に対しては特段の連絡は行わないものとする。ただし、見積提出者が希望する場合はその限りではない。

5) 見積提出者または契約の相手方が本件契約に関して要した費用については、すべて当該見積提出者または契約の相手方が負担するものとする。

森林総合研究所との契約等にあたっての注意事項

1. 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所（以下「当研究所」という。）においては、発注権限のある職員（本所、育種センター、各支所、各育種場の契約担当職）以外が契約及び発注を行うことはできません。（当研究所では研究者が直接発注することは認めていません。）
2. 当研究所では、研究計画等に沿って物品（役務）の調達を行っておりますので、納入（履行）期限を厳守して下さい。
災害や事故等により、やむを得ず納入（履行）期限内の納品等ができない場合には、速やかにその旨の連絡を契約担当者までお願いします。
また、納品等の際、当研究所の検査に不合格であった場合には、速やかに交換等を行うようお願いします。
3. 見積書、納品書及び請求書には、必ず発行者側で日付を記入して下さい。
4. 調達にあたり、賄賂、談合及び癒着などの疑念を持たないように、適正な関係維持に努めていただきますようお願いします。
5. 次のような行為は、不正経理とみなします。なお、以下の例にかかわらず、その他不正な行為は行わないようお願いします。
 - ①預り金（当所職員からの預け金の依頼の承諾）
 - ②取引事実と異なる書類の提出
6. 取引上の不正が発覚した場合は、取引停止等の処分が行われます。この場合、当研究所のみならず、政府機関をはじめとして各種公的機関等に通知されることがありますので、あらかじめご承知おき下さい。
7. 当研究所では内部監査をはじめ、会計監査法人による監査、研究資金提供者による検査、会計検査院による検査、国税局による監査等様々な監査・検査が行われますので、ご協力をお願いします。
当研究所の職員等から、以下のような行為があった場合は、速やかに以下の通報窓口へご連絡下さい。なお、通報したことによる不利益な取り扱いをされることはありません。
 - ①発注権限のない者から直接契約・発注の申し入れがあった場合
 - ②納品日付の改ざん、品目、数量、金額の改ざんを要求された場合
 - ③見積書等の日付を空白にするよう依頼された場合
 - ④不正経理と思われるような申し入れ等があった場合

【公的研究資金の不正使用に係る通報窓口】

企画部 研究管理科 科長
〒305-8687

茨城県つくば市松の里 1

電話：029-829-8118 FAX：029-874-8507

令和 年 月 日

誓 約 書

当社（当法人）は、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所との取引に当たり、提示された「森林総合研究所との契約等にあたっての注意事項」を理解し、いかなる不正、不適切な契約を行わないことを誓約します。

また、当社（当法人）に、上記に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所 九州支所長 殿

（会社・法人名）

（代表者役職・氏名）

印